

事務連絡
令和4年12月6日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠において、下記のとおり、年末年始期間中（令和4年12月24日から令和5年1月12日までとする。以下同じ。）の検査体制の確保や「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）の一時再開等について定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 年末年始期間中の検査体制の確保について

年末年始期間中においては、無料検査事業の検査需要の増加が見込まれるところであり、期間中の帰省等を通じた感染拡大を防止する観点からも、出発前及び帰省先等から戻った際に検査を容易に受けられるよう体制の拡充を図る必要があります。

一方で、年末年始期間に伴い休業する事業者もあることから、必要な検査の提供が一部の地域で困難となることも想定されることです。

こうした点も踏まえ、都道府県におかれては、年末年始期間中に必要な検査が実施できる体制を確保できるよう、管内の実施事業者との調整を行っていただくようお願いいたします。

また、管内の実施事業者に対しては、年末年始期間の検査需要が増加し、直前期に検査キットの発注が集中する可能性が見込まれることから、速やかに必要な

検査キットの発注を行うよう、呼びかけをお願いします。

2. 年末年始期間中の定着促進事業の一時再開について

年末年始期間中においては、1. に記載のとおり、検査体制の拡充を図る必要があります。具体的には、駅（駅周辺を含む。）、空港、高速道路 SA・PA や道の駅など不特定多数の者が集まる場所において臨時の検査拠点の設置を促進すること、また、既存の検査拠点での検査処理能力の拡充にも取り組むことが必要です。

上記を踏まえ、年末年始期間に限り定着促進事業を再開しますので、都道府県におかれては、臨時の検査拠点の設置等、体制拡充に向けた取組を行うようお願いいたします。

なお、年末年始期間中は臨時検査拠点を含むすべての検査拠点において定着促進事業を実施できることとし、受検対象者は、従前のとおり、帰省者を含む経済社会活動を行うに当たり検査が必要な者としします。

年末年始期間中の補助上限の算定に当たっては、一般検査事業を実施している既存拠点（既存拠点の拡充を含む。）については、従来の月単位での計算に組み入れることとし、新規拠点（年末年始期間のみ設置する拠点）については、月単位の原則に基づき12月と1月のそれぞれで計算することとします。

国においては、交通機関における検査スペースの確保や、臨時に事業を担う事業者との必要な調整を行いつつ、都道府県と緊密に連携を図りながら対応を進めていく考えです。

また、検査促進に係るポスターについては、都道府県においてご作成いただきますようお願いいたします。国からは、年末年始期間中の帰省者に対し呼びかけを行うこととしていますので、ポスターの作成に当たっては、当該呼びかけの内容も記載するようお願いいたします。駅、空港等でのポスターの掲示は、施設を管理する事業者が行いますので、掲示部数等の調整を進めていただきますようお願いいたします。

3. 年末年始期間中の定着促進事業における取扱いについて

年末年始期間中に限り、定着促進事業については、以下の取扱いを可能とするので、これを踏まえて検査の効率的な実施に努めていただくようお願いいたします。

(1) 結果通知書の簡略化

実施事業者の事務を軽減し検査処理能力の向上を図る観点から、定着促進事業において抗原定性検査を実施する場合の結果通知書等の発行については、別紙2に示す申込書例の結果通知部分を切り取り検査受検者に交付するなど、簡易な方法によることを可能とします。

(2) 簡易方式による実施

駅構内や高速道路 SA・PA や道の駅などにおいて、年末年始期間中の臨時の検

査拠点等の検査スペースに制約がある場合であって、混雑等への対応のために必要な場合においては、抗原定性検査の実施につき、以下の簡易方式による実施を可能とします。

【簡易方式】

実施事業者は、検査の受付及び検体採取の立会いのみを実施することとし、実施要領第5条第2項及び第3項並びに第8条の定めに関わらず、検査結果の確認、結果通知書等の発行及び簡易方式により実施した検査のうち陽性結果が判明した者の数の週次報告を行わなくてよいこととする。ただし、検査受検者からの希望がある場合には結果通知書を交付することとする。

<関係資料一覧>

- 別紙1 PCR等検査無料化の概要（改訂版）
- 別紙2 申込書（簡略版）
- 別紙3 申込書（非簡略版）
- 別紙4 申立書

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 佐川・川島・出口・石本・高木・奥玉
西村・塚本・栃木・大澤・東浦
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752